

2019年4月5日

No.19002

お客さま各位

**商法改正に伴う危険物の通知義務化について**

平素より JALCARGO をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

2019年4月1日に施行された「商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律」に伴い、**荷送人による危険物の通知義務**が法定されました。

従前より、危険性を有する貨物を発送される際は必要情報をご申告いただいておりますが、当社にお預けいただく貨物が危険物に該当するか否かの事前確認の順守、また危険物の適切な分類や品名、安全な航空運送に必要な情報を正しくご申告いただきますよう改めてお願い申し上げます。

## 記

**1. 改定内容（危険物に関する通知義務）**

改正商法第 572 条

「荷送人は、運送品が引火性、爆発性その他の危険性を有するものであるときは、その引渡しの前に、運送人に対し、その旨及び当該運送品の品名、性質その他の当該運送品の安全な運送に必要な情報を通知しなければならない。」

**2. 施行日**

2019年4月1日（月）

危険物を航空貨物として輸送する際は、航空法をはじめとする関係法規に定められた要件を順守していることを事前にご申告いただく必要が御座います。要件を満たしていないと判断した場合は受託いたしかねますので、ご理解賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

以上